

東南アジアで注目される ESG 課題

海洋での人権問題とプラスチック問題を事例として

調査部アジア調査チーム 主席エコノミスト

江崎 和子

03-3591-7591

kazuko.esaki@mizuho-ir.co.jp

- 世界労働機関（ILO）によれば世界の強制労働の約6割をアジア太平洋地域が占め、コロナ禍にあって東南アジアのサプライヤーが抱える外国人労働者の仲介あっせん問題などへの人権対応に留意
- 不適切に廃棄された海洋プラスチックの大半が東南アジア諸国に由来し、海洋汚染の防止、生物多様性の保全、地球温暖化対策から、投資家・消費者が期待する循環経済への移行を企業も模索
- エシカル消費志向の高い東南アジアの若年層を念頭に、地域の循環経済に向けてのインフラ投資や、人権配慮・プラスチックなどのESG課題対応に、日本企業が現地企業とともに行動することを期待

1. はじめに

最近では、SDGsやESGといったキーワードを新聞紙面などで見かけない日がないほど、一般的となった。ESGとは、文字通り環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字である。ガバナンスは、通常、Corporate Governanceを指し、企業統治を意味する。ESGで取り扱う課題は、幅広いため、明確な定義はないが、概ね、環境では、気候変動、海洋汚染、生物多様性、社会では労働環境、人権、ガバナンスでは法令遵守、取締役会の構成や多様性（ダイバーシティ）などである。SDGsは「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」を意味し、こうした課題を解決するための2030年までの17の目標であり、ESGは投資分野で目標達成のために使用されるツールと考えられる。

ESG投資は、2006年に投資の意思決定にESGを考慮する国連責任投資原則（PRI）の発足により、概ねスタートしたとされる¹。2004年に公表した報告書²をきっかけに、常に資金不足に悩んでいた国連組織は、金融業界が環境や社会問題に配慮するようになれば、その資金力を通して、目標達成に近づけると考えたのだ。ESG投資の考えは、多くの年金基金や運用会社などの機関投資家の支持を得て、2021年3月末時点で、3,826機関超がPRIに署名し、その運用資産規模は121.3兆米ドル（約1.3京円）となった。最近では、アジアからも中国、日本、シンガポール、マレーシアなど署名機関が増加中だ。

こうした機関投資家が、ESG投資を行う際の環境・社会問題などをESG課題と呼び、リスクの判断材料として求める情報をESG情報開示と呼ぶ。例えば、地球温暖化問題で重要な指標は温室効果ガス（GHG）排出量などである。環境問題は、地球温暖化対策ばかりが注目されがちだが、東南アジアを起因とする深刻な環境問題に海洋プラスチックごみ問題（プラスチック）がある。不適切に廃棄されたプラスチックの大半がアジアの河川から流出したものと指摘される。また、東南アジアの職場で幅広くみられる

社会問題に人権侵害がある。

そこで、本稿では、2項でビジネスと人権問題を世界の政策動向から概観し、東南アジアの事例としてタイの水産加工業を取り扱う。3項では、海洋プラスチック問題につき、各国での政策から投資家・消費者の動向にも言及する。最後に、東南アジアの若年層の視点から、日本企業にとってビジネス上重要な東南アジア諸国での人権やプラスチック問題への対応策とビジネス機会について考えてみたい。

2. 東南アジアでのビジネスに潜む人権問題

(1) グローバルに人権問題への法制化の動き、アジアでも徐々に始動

コロナ禍にあって、これまでの地球温暖化対策などの環境問題から、衛生意識や労働環境に対する社会問題が注目を集めるようになった。その中でもベトナムやマレーシア、インドネシアでの職場でのクラスターの発生によって、また、国境をまたぐ移動制限によって外国人労働者が働けない事態となり、彼らの不適切な処遇に焦点が当てられた結果、世界ではビジネスと人権について、注目が高まっている。

そもそも人権とは、国連では、1948年の世界人権宣言の第1条で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と規定している。国家による脅威から個人の権利を守るための規範や慣行であって、国家には、人々が尊厳をもって生きるために、必要な条件を整える義務がある。

ところが、1990年代から2000年にかけて、大手グローバル企業が、途上国の事業において、強要された児童労働や強制労働などを行った事例が多発した。例えば、1997年には、米スポーツ用品大手企業において、ベトナムやインドネシアなどの東南アジアの委託先工場での、児童労働、低賃金労働、長時間労働、性的行為の強要、強制労働などの問題が次々と発覚し、大規模な不買運動や訴訟にまで発展した。これらの企業は、現地の法令は遵守しているものの、当該途上国では人権に関する法制が整備されていないことが問題であった。

こうした数々の事例をきっかけとして、国連では、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則 (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights (UNGPR))」が策定された。UNGPRは、3本柱である「人権に関する国家の義務」、「企業の責任」、「救済措置へのアクセス」で構成され、特に、企業の規模や業種、所在地に関係なく、全ての組織に適用されることを明確化したことが、画期的とされる。UNGPRが対象とするのは、自社だけでなく、間接取引先も含むサプライチェーンの全工程である。調達から製品・サービスの使用、廃棄にいたるまでの全ての工程において、プロセスやリスクの管理、評価、モニタリング、情報開示を行うまでの一連の人権デューデリジェンスを実施することが、求められている。但し、指導原則なので、法的拘束力はない。人権侵害を疑われただけでも、企業の評判を落とすことになりかねず、こうした社会からのプレッシャーにより、企業は人権に配慮するようになることが期待されている。

さらに、国連ビジネスと人権作業部会は、UNGPRを世界に普及・実施させようと、国別行動計画 (National Action Plan, NAP) を策定することを各国政府に推奨している。世界で初めてNAPを策定

したのは、英国で2013年であった。企業の人権対応に法的拘束力を持たせるために、英国では2015年に現代奴隷法を施行した。これは、サプライチェーン上の強制労働や人身取引を根絶することを目的に、売上高3,600万ポンド（約48億円）を超える企業を対象に人権デューデリジェンスを実施することを求めている。英国に子会社を置く外国企業も対象となる。また、オーストラリアの現代奴隷法では、国内で事業を行う企業が対象であり、売上高1億豪ドル（約80億円）以上の企業に年1回の報告を義務付けている。例えば、小売業のウォルワースグループでは、2021年の現代奴隷報告書で、アジアのサプライヤーのリスクとして、同社の責任ある調達方針違反や過剰労働などが懸念される先として中国（靴、衣料、家具、玩具&ゲーム）、バングラディッシュ（靴、衣料）、インド（衣料）、マレーシア（ハード機器）、タイ（衣料、米、シーフード）、ベトナム（家具、シーフード）などを公表している³。44カ国、約2万社弱に亘るサプライヤーへ段階的な人権デューデリジェンスを実施中であり、海外の強制労働のリスク評価には、第三者検証機関やNGOの報告書も活用しているようだ。

日本は、NAP⁴を2020年10月に公表したが、2016年に策定を公表してから、4年以上の歳月を要した。特に法的拘束力はないが、今後、企業に人権デューデリジェンスが導入されることが期待されている。アジアで最初に、NAPを公表したのは、タイである。タイの数々の職場で人権侵害問題が欧米の報道機関やNGOから指摘されてきたことが発端となっている。タイのNAPは、タイが投資受入国との立場で策定されたもので、4つの主要な優先分野として、①労働、②コミュニティ・土地・天然資源・環境、③人権擁護者、④クロスボーダー投資・多国籍企業が掲げられた。④では、タイで事業を行う外資系企業も、またタイ企業が海外進出する場合にも、指導原則を順守するように奨励されていることから、タイに進出している日系企業にも人権対応に留意が必要である。現在、インド、パキスタン、ベトナム、インドネシア、マレーシアがNAPを策定中⁵であり、東南アジアにおいても、企業の人権問題への取り組みが模索され始めた。

図表 1 ビジネスと人権問題への国別対応の状況

国・地域	NAP 導入年	法制化等
英国	2013年、2016年改訂	2015年英国現代奴隷法施行
米国	2016年	2010年ドット・フランク法 2012年加州サプライチェーン透明法 2015年米国連邦調達規則改正
EU		2014年EU非財務情報開示指令 2018年紛争鉱物規則 2021年人権対応指針（年内法案公表予）
フランス	2017年	2017年企業注意義務法
ドイツ	2016年	2021年サプライチェーンデューデリジェンス法（2023年1月施行）
オーストラリア		2019年オーストラリア現代奴隷法施行
日本	2020年	
タイ	2019年	
ASEAN		2016年労働CSRに関するガイドライン

（出所）各種資料よりみずほリサーチ&テクノロジー作成

（２）タイの水産加工業は環境・人権問題に対応策を講じ、サステナビリティ優良企業へ

環境・人権問題のESG課題が指摘される産業の1つに、水産加工業がある。国際労働機関（ILO）が2006年に行った調査では、タイの加工場の労働者の10人に1人が強制労働をさせられていると報告された。世界最大手のツナ缶メーカーであるタイユニオングループは、世界のマグロ供給量のほぼ5分の1を生産する世界第3位の水産加工会社であり、欧米の報道機関から強制労働に関する指摘を度々受けた。2016年には、環境NGOのグリーンピースから、同社のサプライチェーンにおける川上で人身売買から強制労働に至る経緯が報告された⁶。報告の影響による深刻さから、同社では、2017年にグリーンピースと対策についての協定を締結した⁷。これによれば、①人口流木の過剰な使用が漁業資源の減少を招いていること、②延縄漁や巻き網漁がウミガメや海鳥などの混獲に繋がっていること、③水産業の現場で強制労働や人権侵害、移民労働者の搾取が起きていること、④洋上積み替えによって長期間寄港しないことが人権侵害や違法操業を助長していること、などの問題点を同社が認め、独立した第三者による検証、モニタリングを継続的に実施、海のエコラベルと呼ばれるMSC認証⁸を取得するなどの対策を講じた。同社では、サステナビリティを重視した経営に舵を切り、現在では大手ESG指数のダウジョーンズサステナビリティ指数銘柄入りを7年連続維持し、2021年2月には、タイ企業で初めて、サステナビリティ・リンク・ローンで400億円超を調達した。その融資条件の1つにIUU(違法・無報告・無規制)漁業との関りや漁業従事者の人権問題解決にトレーサビリティの強化⁹を図ることが挙げられた。

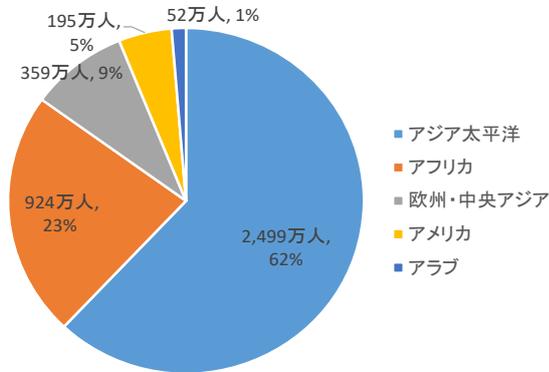
水産業では、IUU漁業が、サステナビリティを脅かしていると指摘される。水産資源の減少、法律を遵守する漁業者や国への経済的損失、人権侵害を招くとされ、経済・環境・社会に深刻な影響を及ぼしている。こうしたIUU漁業に由来する水産物は、世界の漁業全体の全体の13-31%を占めると推定されている¹⁰。SDGs目標14「海の豊かさを守ろう」のターゲット14.6の中で、IUU漁業に繋がる補助金の撤廃が掲げられ、グローバルに取り組むべき喫緊の課題である。

米小売大手のウォルマートは、こうした課題に15年ほど前から取り組んでおり、人と環境に配慮した調達を行う方針を掲げ、2006年に生鮮・冷凍魚を3-5年以内に全てMSC認証に置き換える目標を設定した（2021年7月時点で達成率98%）。日本国内でも、MSC/ASC認証¹¹の調達目標を立てる企業も徐々に増加している。東南アジアの現場でも、例えば、フィリピンのユニオン銀行とWWFフィリピンとの共同で、漁業のトレーサビリティに、暗号資産などで使用されるブロックチェーン技術が採用され、漁船の寄港期間などをチェックする試みが始まっている。

（３）東南アジアのサプライヤーでの人権問題に日本企業も留意すべき

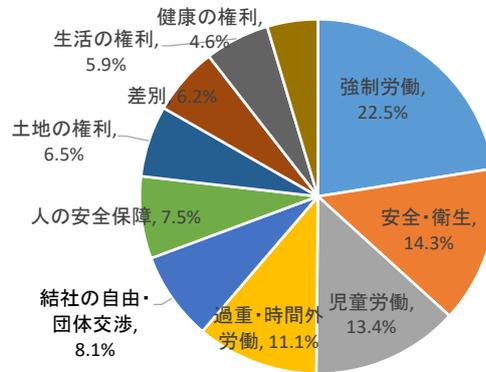
前項の事例のような強制労働や人権侵害の問題は、アジアで頻繁に起こっていると指摘されている。ILOでは、強制労働を「自由意志によらず、強制や詐欺の結果として、または、報復の脅しによって強要された労働」と定義している。ILOの2016年の調査¹²で、強制労働による現代奴隷は、4,000万人いると推定されている。その中でもアジアが最も多く約6割を占め（図表2）、現代奴隷はまさにアジアの問題だ。前出のように、課題に対策を講じ、サステナビリティを向上させた事例もあるが、コロナ禍のサプライチェーンでは、工場閉鎖や生産の遅延により、労働者の生計の手段がうばわれるなど、今現在も深刻な問題となっている。

図表2 グローバルな強制労働の地域別推定分布



(注) 2016年
(出所) ILO よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3 人権侵害の疑いのある事例



(注) 2020年、225件
(出所) CHRБ よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

こうしたサプライチェーン上の企業の人権対応をモニタリング・評価する民間組織・NGOがある。その指標の1つであるCorporate Human Rights Benchmark (CHRB)¹³は、課題が指摘される農業、アパレル、資源採取、ICT（情報通信）製造業、自動車産業の5分野の299社を対象に調査を行い、その殆どの225社が強制労働、安全・衛生問題、児童労働、時間外労働などのような何らかの課題を抱えていると、指摘した（図表3）。例えば、マレーシアは、コンピュータチップの世界屈指の輸出国であり、コロナ禍で生産が停止または遅延していることから、多くの企業のサプライチェーンに影響し、深刻な問題となっている。人権対応上で今、問題になっているのは、こうしたマレーシアなどの生産現場で、高い割合を占めるミャンマー、バングラディッシュ、インドネシア、ネパールからの外国人や移民労働者が、仕事を獲得するために法外なあっせん費用を請求されるケースが多く、これを理由に、強制労働のリスクを受けやすい状態になっていることが指摘されている。マレーシアにおける外国人労働者の強制労働に関する懸念を受けて、ICT製造の日本企業ではマレーシアのサプライヤーとともに、パスポート管理、労働時間、賃金に関する問題に対処した。その結果、ICT部門において平均以上のスコア（100点中36、平均30）で、日本企業のなかではトップとなったが、世界トップ企業（スコア70）と比べると対処すべきことが多いことが指摘される¹⁴。英人権NGOのノウザチェーンの食品・飲料部門を対象とした調査結果¹⁵でも、日本を含む多くのアジアの企業では、強制労働リスクへの取り組み措置で、何もできていないが50%、最低限の措置が44%とほとんど措置ができていないことが明らかになった。人権侵害に取り組んでいる企業でも、方針の策定やモニタリングまでは何とか対応できていても、人権侵害が生じたときに、通報制度を通して労働者が問題を訴え、独立した専門家を交えて企業・労働者間で問題解決を図るなどの措置について、ほとんどの企業が未対応であった。まずは、UNGPなど¹⁶の国際原則を参考に、自社の人権方針を策定し、職場での聞き取り調査を実施し、自社内外の通報制度及び救済措置へのアクセス手法を明確化、周知の徹底を図ることが第一歩となろう。同様のプロセス

をサプライチェーンまで徹底させることが求められているのである。

欧州では国際的な社会・人権規範に基づく「ソーシャル（社会）タクソノミー」の開発に着手した。環境タクソノミーで規定されている「Do No Significant Harm(DNSH)、著しい害をおよぼさない」原則を社会タクソノミーでも適用することが想定されている。欧州委員会（EC）は、2021年7月にビジネスでの操業及びサプライチェーンにおける強制労働リスクに対処するための人権デューデリジェンスに関するガイダンス¹⁷を公表し、ECフォン・デア・ライエン委員長は、9月に、施政方針を演説で、強制労働などによる商品の欧州市場での販売を禁止することに言及した。欧州ではこうした人権対応が標準となるだろう。もはや人権問題に対応しないことは、企業にとってレピュテーションリスクを抱えるだけでなく、各国での法制化の動きを踏まえると、オペレーショナルリスクを抱える事態にもなりかねないことに留意すべきである。

3. 東南アジアを起因とする海洋プラスチック問題

（1）海洋プラスチック問題は、複数の課題を内包し、大半がアジア由来

人権問題以外にも、東南アジアを起因とする地球規模のESG課題に、海洋プラスチック問題がある。適切に廃棄されなかったプラスチックは毎年800万トンが、海に流出し、海洋汚染の要因となる。プラスチック廃棄物（プラごみ）は、2010年から2050年で4倍に増加し、2050年には、プラごみが魚より多くなるとの指摘がある¹⁸。その殆どが数百年間も海洋に留まり、紫外線や波の力で無数の極小物になり、マイクロプラスチックとして、800種以上の海洋生物の生存を脅かし、生物多様性の危機となっている。

また、プラごみ問題は、地球温暖化問題でもある。2019年のプラスチックの製造・管理・焼却に、8.6億トンの二酸化炭素が大气に放出された。2030年には、その約1.5倍の13.4億トン、2050年には、約3倍の28億トンになると予想されている¹⁹。地球温暖化で頻発する洪水による災害を助長する側面もある。アジアでは、不適切に廃棄されたプラスチックが排水溝につまり、洪水を引き起こしている。

こうした海洋に漂うプラごみの約80%は、河川をとおして、陸域から流出したものである。そのうち、約8割がアジアとの調査結果だ。世界上位5カ国は、フィリピン、インド、マレーシア、中国、インドネシアが占める状況となっている²⁰。

これとは別のWWFの報告によれば、海洋プラごみの約6割は、中国、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピンの5カ国が由来とされ、これらの国でのプラスチックの国内消費と輸入を規制することが、優先事項の高い対策と指摘している。

中国は、長年海洋に流出する廃プラのトップを占めていたが、2017年に廃プラ輸入を規制して以降、トップの座からは降りたが、依然高い水準にある。東南アジアでは、マレーシアなどがまだ廃プラ輸入を受け入れているが、課税により廃プラ輸入量を制限し始め、東南アジア諸国でも廃プラが問題視されるようになった。2019年5月のバーゼル条約により、リサイクルに適さないプラごみを規制対象とすることが採択され、2021年1月からプラごみ輸出に、事前に相手国の同意が必要となった。

東南アジアと中国では、急速な経済成長に伴い、プラスチックの使用も増加している。その一方で、

これらの地域の廃棄物の分別管理は、発展途上であり、マレーシアとフィリピンで85%、中国で70%、タイで60%が、不適切に廃棄されている。

国際社会では、2015年のG7のエルマウサミット以降、海洋プラスチック問題が、政策課題として認識されるようになり、2019年6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチック廃棄物による新たな汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有された。東南アジアでも、ようやく2021年5月に、ASEAN海洋ごみ対策の行動計画（2021-2025）を採択した。各国ベースでは、タイでは、プラごみの削減や環境対応型の代替品の導入などの国別行動計画を2019年に策定し、マレーシアでは、2018年に使い捨てプラスチックの使用を2030年までに撤廃することを掲げた。フィリピンでは2019年に経済開発庁（NEDA）が、廃棄物管理を改善し、プラスチックサーキュラーに向けて持続可能な消費と生産のためのフィリピン行動計画を公表した。インドネシアでは、2020年6月に、2025年までにプラごみ70%削減を行動計画として掲げた。ベトナムでは、2019年12月に、2030年までの海洋プラスチック廃棄物管理に関する行動計画を首相令として導入し、2021年2月に、漁業での海洋プラスチック廃棄物管理のための行動計画を公布した。こうして、各国ベースでもプラごみ対策に取り組み始め、地方都市ベースでもフィリピンのマカティ市やケソン市でのレジ袋利用禁止条例や、インドネシアのバンジャルマン市での使い捨てプラスチックの利用禁止など動きが出始めている。

（2）グローバルにプラごみ対策に動き始めた企業、一部の東南アジア企業も模索へ

グローバルには、企業レベルでもプラごみ削減や循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けての取り組みが始まっている。サーキュラーエコノミーとは、これまでの原材料、製品、利用、廃棄されるまでの一直線のリニアエコノミーのなかで、捨てられてきた製品や材料を資源と捉え、廃棄物を抑制し、資源を循環させる経済のこととされる。EUでは、製品のライフサイクルを延長させ、新たな価値を与え、できる限り廃棄物を削減することと捉えている。

欧州では、サーキュラープラスチックアライアンスが、2018年に発足し、2025年までにEUで1,000万トンの再生プラスチック投入を目指している。2019年1月には、廃棄プラスチックをなくす企業間の国際的アライアンスとしてAlliance to end plastic waste（AEPW）が発足し、AEPWは、プラスチックの製造、加工、利用、販売、回収、リサイクルに至る全てのプラスチックバリューチェーンに携わる化学、プラスチック製造、消費財、プラスチック処理、廃棄物処理など様々な業界の代表的企業80社ほどが、北米、南米、欧州、アジア、東南アジア、アフリカ、そして中東諸国など世界各国から参加し構成する非営利団体である。AEPWは、今後5年間で総額15億ドルを投じ、廃棄プラスチックを削減し、循環型社会を実現する解決策の提案等を行い、支援活動をする計画である。

個社の動きとしては、スターバックスが、プラスチック製ストローの全廃方針を掲げ、ネスレが、食品に使用可能なリサイクルプラスチックの導入を目指し、PepsiCoが、バージンプラスチックの削減を目指すなど、大手外食産業が次々と削減目標を公表した。一般消費財メーカーのP&Gは、2030年までに包装の100%リサイクルの達成、また、包装中のバージンプラスチックの50%削減を約束している。

こうした世界の動きに触発されて、動き始めた東南アジア企業は、まだ少数であるが、タイの大手セントラルグループでは、ストローをプラスチックからコンスターチ由来に、フィリピン食品大手の

ユニバーサルロビナもプラスチック製品の削減を打ち出し始めた。製造業でも、タイのPTTグローバルケミカルは使い捨てプラ製品用の樹脂の生産を2024年までに停止し、生分解性プラスチックの生産強化を図る予定である。また、タイのサイアムセメントグループ（SCG）は、サーキュラーエコノミーを優先的な取り組みの1つとして掲げ、2020年11月に工程表を公表し、その一環として2021年1月にタイ初となるケミカルリサイクル（使用済みプラスチックを熱で分解して製品原料として再利用）設備を導入した。

東南アジアに欠けているプラスチックバリューチェーン構築のために、現地スタートアップ企業に投資する専門ファンドも設立された。Circulate Capital Ocean Fundは、106百万米ドルで、米国国際開発庁（USAID）の支援と、米大手企業ダノン、ユニリーバ、Chevron Philips Chemicalなどの出資を得て、2019年12月に設立された。2021年9月現在、既にインドネシアやインドの製造業7社に投資しており、初のインドネシアの投資先は、女性経営者によるPETボトルなどからの再生フレックを製造するスタートアップ企業で、インドネシアの目指す2040年のサーキュラープラスチックバリューチェーンの構築に資するものである。インドネシアでは2040年までにバリューチェーンのインフラ投資に180億米ドルが必要と試算されている²¹。課題解決に向け、東南アジアへのインフラ投融資が必要とされており、機関投資家から支持する動きも始まっている。

（3）機関投資家からのエンゲージメントも始まっている

他の環境・社会問題と同様に、プラごみもESG課題の1つとして、機関投資家が投資評価に組み込み、エンゲージメントによって、企業に廃プラ削減やサーキュラーエコノミーへの移行が求められるようになってきている。前出のPRIでは、プラスチックバリューチェーンには、気候関連リスク、広範囲の環境リスク（海洋汚染など）、政策・規制リスク、レピュテーションリスク、健康リスクがあることを念頭に、企業との建設的対話（エンゲージメント）を行うべきと指導している。プラごみには、2050年までの地球のカーボンバジェットの10-13%をプラスチック関連の排出が占めている気候変動リスク、魚に滞留するマイクロプラスチックの人類への影響はまだ解明されていないが健康リスクが想定され、さらに経済的な損失も指摘される。プラスチック包装の95%が一回しか使用されておらず、そのコストは年間800-1200億米ドルと推定されている。機関投資家が、化学メーカーや包装製造企業などに対し、企業のコミットメントやリスク管理、目標や行動計画、報告を求めていくべきとしており、エンゲージメントが既に始まっている。

2018年には、Plastic Solutions Investor Alliance（PSIA）が発足した。機関投資家が企業に対し、地球温暖化対策の実行を迫る取り組みの「ネットゼロ・アセットオーナー・アライアンス」や「Climate Action 100+」のように、PSIAは、機関投資家25機関（運用資産は1兆米ドル）が企業にプラごみ削減やサーキュラーエコノミーへの移行を促す取り組みである。日本の機関投資家でも、飲料・小売業にリサイクルや植物由来原料などへの代替を促すように対話を行っている機関もあり、2021年1月には、経済産業省・環境省から「サーキュラーエコノミーに係るサステナブルファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」が策定された。今後、持続可能なサーキュラーエコノミーに向けて、取り組みの加速化が期待される。

（４）プラごみによる環境汚染に、東南アジアの消費者の意識の高まり

東南アジアの消費者のプラごみに対する意識も変化しているようである。2020年1月と4月に、東南アジアで初めての大規模な消費者および企業への聞き取り調査²²が、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムの5カ国で行われた。プラごみを非常に懸念しているとの返答は、5カ国平均でも91%との高い結果であり、リサイクルごみを常に分別しているかは、最も高いタイの85%からインドネシアの64%まで幅があるが、平均では76%であった。リサイクルされない製品を購入する気がしないとまで返答した消費者は、5カ国平均でも49%と、比較的高いものであった（図表4）。さらに、3R(reduce, reuse, recycle)の考え方を広報すべきに76%が共感した。東南アジアにおいても消費者によるサーキュラーエコノミーへの理解が、急速に浸透し始めているとみられる。但し、国によって考え方にばらつきがあり、例えば、インドネシアの家庭の25%が、プラごみが回収されないとクレームを持っているのに対し、ベトナムではクレームはわずか1%であった。加えて、企業が廃棄物管理に関わるべきだとの考えには、タイでは70%が賛同し、インドネシアでは37%に留まった。

また、企業への調査では、プラごみの課題を82%が認識し、現在の課題対策で十分であるとする企業は半数未満であった。企業の80%はプラごみ削減目標を設定し、74%が量的数値を、59%が期限を設定しているとした。さらに5カ国平均でも半数以上が、地場や地域／海外グループのプラごみ対策に参加している姿が明らかになった（図表5）。但し、消費者調査と同様に、企業においても国によりばらつきがあり、最も対策への参加率が高いのは、タイの76%で、最低はベトナムの24%であった。

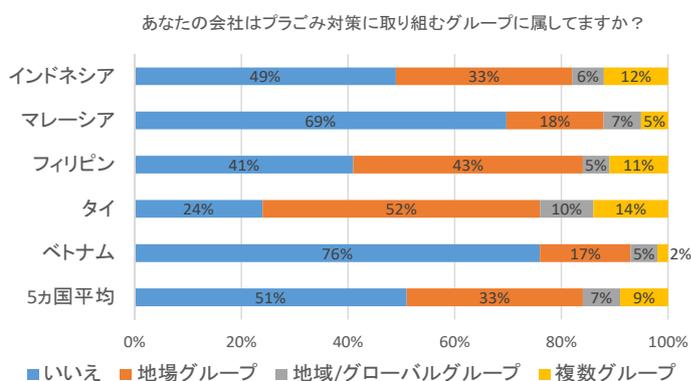
同調査結果により、東南アジアの5カ国では、プラごみに対する消費者と企業の意識は比較的高いことが明らかにされた。東南アジアでもグローバルブランドからプラごみ対策が求められる点に加え、身近に使い捨てプラスチックが環境を汚染している現状があることから、必然的にプラごみやリサイクルに対する問題意識を感じていることが反映された結果とみられる。同調査は、今後2022年にも行う予定としており、東南アジア諸国のプラごみ対策の進展が期待される。

図表 4 プラごみと消費行動の消費者調査結果

	プラごみを非常に懸念	リサイクルごみを常に分別	ノンリサイクル製品の購入をしない
インドネシア	92	64	40
マレーシア	92	79	46
フィリピン	94	82	49
タイ	89	85	58
ベトナム	89	71	55
5カ国	91	76	49

(注) 2020年調査、対象人数2,000人、同意した返答数を%
(出所) SEA Circular よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表 5 企業のプラごみ対策調査結果



(注) 2020年調査、対象企業数290社
(出所) SEA Circular よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

5. おわりに

(1) サーキュラーエコノミーやブルーエコノミーの進展に向けて

1990年代以降のグローバル化や大量生産・大量消費型の生産性の向上や利益追求に邁進する経済社会活動が、地球規模の気候変動、天然資源の枯渇、大規模な資源採取、生物多様性の損失、海洋汚染、格差拡大など様々な環境・社会問題を引き起こしてきたとされる。要するに、企業の経済社会活動の結果により、環境・社会面での「負」の側面が顕在化してきたのだ。こうした地球規模の課題に対して、国際機関や各国政府だけでなく、経済活動に大きな影響を与える企業も環境・社会問題に配慮するために、目標として設定されたのがSDGsである。本稿で取り上げた事例は、目標12「つくる責任つかう責任」のターゲット12.5「2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」、そして、目標14「海の豊かさを守ろう」ターゲット14.1「2050年までに海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」などに資するものである。

これらの目標達成には、大量生産・大量消費によるこれまでの価値観と違うサーキュラーエコノミーやブルーエコノミーを目指すことが重要となる。

世界経済フォーラムによる最新の報告書²³によれば、1つのシナリオとして、2030年までにプラスチックの10-20%を再利用可能とすれば、年間の海洋プラスチックごみの50%に相当すると試算している。世界では、まだサーキュラーエコノミーを実現できた国はない。報告書が描くプラスチックの再利用率を10-20%上げるだけでも、海洋プラスチックごみの大幅な削減につながるのであれば、企業や消費者間での取り組みを加速化することが重要になるだろう。

また、WWFによれば海洋での経済活動（漁業、観光、海運、海洋資源、再生可能エネルギーなど）による付加価値の創出は、世界で年間2.5兆米ドルと推定され、サーキュラーエコノミーの構築によって海洋環境を保全することが、ブルーエコノミーに資するものとされる。東南アジア諸国は、自国の経済に占めるブルーエコノミーの比率が高い（マレーシア23%、ベトナム19%、カンボジア16%、タイ23%）²⁴。持続可能な海洋での経済活動を維持するためにも、プラスチック削減がその対策の1つとなるだろう。

サーキュラーエコノミーへの移行に我が国で取り組んでいるプラスチック対策が有効に寄与するならば、東南アジア諸国にその取り組みをシェアすることが、海洋環境のためにも、個社のビジネス機会にも資するのではないだろうか。次にアジアの次世代の消費者の嗜好との関係で取り組みを考えてみたい。

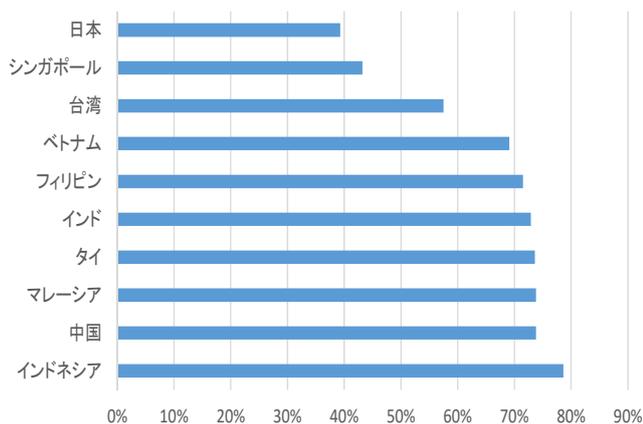
(2) 東南アジアでのエシカル消費志向を念頭に、日本での取り組みをアジアでの機会に

環境・社会・人権・地域などの問題に配慮された製品やサービスを、消費者が積極的に選択して購入することを「エシカル（倫理的な）消費」と呼び、グローバルな動きとなっている。リサイクル素材のエコ製品、途上国の商品を適正な価格で取引するフェアトレード製品、エコラベルや認証ラベルのある商品を購入することなどである。

アジアでは、エシカル消費がどのように受け止められているのか、マスターカードの調査²⁵は、カ

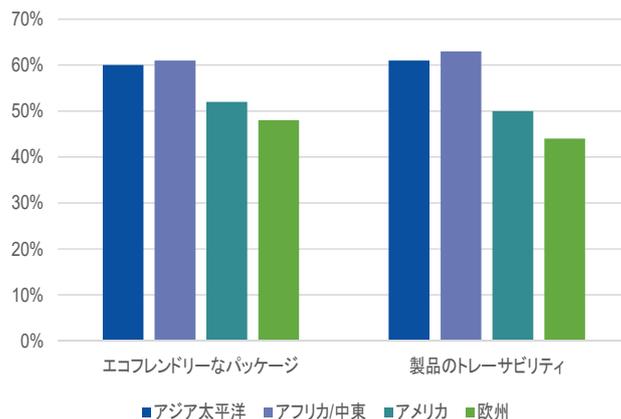
ード保有者が対象であるが、日本よりアジア太平洋諸国の方が、エシカル消費志向が高いことがうかがわれる（図表6）。また、大手監査法人PwCによる2021年の調査²⁶でも、エコなパッケージと製品の来歴が分かるトレーサビリティの高い製品の購入について、欧米よりもアジアの方が、意識が高いことが見て取れる（図表7）。

図表6 アジアの国別エシカル消費志向



(注) 2017年
(出所) MasterCard よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表7 地域別エシカル消費志向



(注) 2020年、
(出所) PwC 消費者調査よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

さらに、博報堂の調査²⁷によれば、インドネシアを除くASEAN諸国において、エシカル消費に対し、20%以上も多く払ってもよいと考える人の割合が、日本よりも大きい。世界でも、日本でも若い世代、特に、40歳以下のミレニアル世代や24歳以下のZ世代では、社会をよくしたいという思いが強く、エシカル消費への共感が非常に高いと言える。東南アジアにおいても、これまでの調査からもわかる通り、エシカル消費への共感が高く、その特徴として、より若いZ世代では、より地域の課題解決に配慮したブランドを選択するとの結果がみられる。要するに、地球規模の環境・社会問題は、もちろん重要だが、彼らにとっては遠い話であり、それよりも身近な地域や自分や家族の課題、例えば、プラスチックを減らすことや自分が使用する商品や食品がどのように製造されたかなどに関心が高いと言える。食についていえば、グローバルにエシカル・ヴィーガン²⁸が増加しており、前出のタイユニオンでは、代替タンパク質分野の開発を強化することを公表した²⁹。東南アジアでも、当初、食肉市場がウイルスの発生源とみなされたこともあり、健康な食としてヴィーガンが注目され始めたようだ。東南アジアの若い消費者の意識が変化しつつあると言えるだろう。

こうした点を踏まえるならば、東南アジアの若い消費者にとって、企業が環境・人権問題に配慮すること、具体的には、人権侵害と関係ない製品の提供や再利用可能なパッケージや生分解可能なプラスチック製品の使用などプラスチック削減対策を実施することがスマートと受けとめられるだろう。日本で取り組んでいるプラスチック削減対策などの成功例を東南アジア諸国とシェアし、日本企業が現地の循環経済へ

の移行に向けて新たなインフラ投資をすることは、中長期的に東南アジアでのビジネス機会の拡大につながることで期待される。インフラ投資が地域の雇用を創出し、持続可能な地域社会となれば、最終的に若年層の最大関心事である自分や家族のウェルビーイングを守ることに繋がるからだ。こうした視点を念頭に、今後、日本企業が東南アジアの企業とともにESG課題対応に向けて、行動変容することを期待したい。

以上

¹ 環境、人権、労働、腐敗防止などにつき、企業と国連が共有する価値について合意した国連のグローバルコンパクト（2000年発足）と、ESGに配慮した金融システムへの転換を目指す国連環境計画・金融イニシアチブ（2003年発足）が、PRIの発足を主導

² 「社会、環境、コーポレートガバナンス課題が株価評価に与える重要性（マテリアリティ）」と題する報告書

³ https://www.woolworthsgroup.com.au/icms_docs/195996_modern-slavery-statement-2021.pdf

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

⁵ National Action Plans on Business and Human Rights(<https://globalnaps.org/>)

⁶ <https://www.greenpeace.org/static/planet4-japan-stateless/2018/12/7074dd4a-7074dd4a-supplychained.pdf>

⁷ <https://www.thaiunion.com/files/download/sustainability/policy/Thai-Union-Greenpeace-Summary-of-Agreement.pdf>

⁸ MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会) の厳格な規格に適合した漁業で獲られた持続可能な水産物にのみ認められる証。天然の水産物のみが対象。

⁹ 2025年までに、取引先の全マグロ漁船にカメラを搭載して労働環境を可視化する(「東南アジア食品大手調達で人権配慮」日本経済新聞、2021年9月23日)

¹⁰ https://iuuwatch.jp/wp/wp-content/uploads/2020/09/IUU_factbook_web.pdf

¹¹ ASC (Aquaculture Stewardship Council : 水産養殖管理協議会) の認証制度。ASCは、WWF(世界自然保護基金)とIDH(オランダの持続可能な貿易を推進する団体)の支援のもと、2010年に設立された、独立した国際的な非営利団体

¹² International Labor Office 2017 “Global Estimate of Modern Slavery: Forced Labor and Forced Marriage”

¹³ CHRB, World Benchmarking Alliance, “Corporate Human Rights Benchmark, Across sectors: Agricultural products, Apparel, Automotive manufacturing, Extractives & ICT manufacturing, 2020 Key findings”

¹⁴ KnowTheChain 「2020年情報通信技術 (ICT) 部門ベンチマーク結果報告書」2020年6月

¹⁵ KnowTheChain 「2020年食品・飲料部門ベンチマーク結果報告書」

¹⁶ OECD 「責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンスガイダンス」

(<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>)

¹⁷ https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf

¹⁸ Ellen McArthur Foundation(2015), “The New Plastics Economy-Rethinking the future of plastics”

¹⁹ Royal Society of Chemistry(2020), “Science to enable sustainable plastics, a white paper from the 8th Chemical Sciences and Society Summit”, June 2020

(https://www.rsc.org/globalassets/22-new-perspectives/sustainability/progressive-plastics/c19_tl_sustainability_cs3_whitepaper_a4_web_final.pdf)

²⁰ <https://ourworldindata.org/ocean-plastics> (原典 : <https://www.science.org/doi/10.1126/sciadv.aaz5803>)

²¹ https://1b495b75-5735-42b1-9df1-035d91de0b66.filesusr.com/ugd/77554d_3004d67a385f47cdac7c6fb3514b65af.pdf

²² SEA circular 2020, “Perceptions on Plastic Waste”,

²³ World Economic Forum, “Future of Reusable Consumption Models, Platform for Shaping the Future of consumption”, July 2021, (http://www3.weforum.org/docs/WEF_IR_Future_of_Reusable_Consumption_2021.pdf)

²⁴ Energy Resource Institute, “Contextualising Blue Economy in Asia-Pacific Region — Exploring Pathways for a Regional Cooperation Framework”, March 2021, (<https://www.teriin.org/sites/default/files/2021-03/blue-economy.pdf>)

²⁵

<https://newsroom.mastercard.com/asia-pacific/photos/mastercard-ethical-shopping-in-asia-pacific-survey-3/#/newsroom.mastercard.com/asia-pacific/press-releases/emerging-markets-more-likely-to-shop-ethically-than-developed-markets/>

²⁶ PwC, “Global Consumer Insights Pulse Survey”, March 2021

²⁷ 博報堂「アセアン生活者研究 2020」および「アセアン生活者研究 2021」

²⁸ 二酸化炭素やメタンを大量に排出する家畜を地球温暖化対策から、また、動物の命の尊重から肉・魚・乳製品などの動物性食品をまったく食べないこと

²⁹ 「食品関連に100億円出資、タイユニオン代替肉など開発強化」日本経済新聞、2021年9月22日

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。